

2020年6月12日

各 位

会 社 名 株式会社スペースバリューホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 C E O 森岡 直樹  
(東証1部・コード番号1448)  
問合せ先 執行役員コーポレート本部 I R 広報部長 島田 英樹  
電話番号 03-5439-6070

### 再発防止策における各種制度の構築完了について

当社は、第三者委員会から提言を受けた再発防止策の策定に際しての指針を踏まえ、2019年4月26日付「再発防止策の策定について」を公表し、外部専門家の支援のもと、2019年6月20日付で再発防止策実行プロジェクトチームを立ち上げ、6つの改善テーマ別分科会（A. ガバナンス改革推進分科会、B. 原価計算・売上計上プロセスの再構築分科会、C. 投資管理体制の構築分科会、D. 内部監査機能の強化分科会、E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育分科会、F. 海外子会社の管理体制の見直し分科会。以下、個別に又は総称して、「分科会」といいます。）を組成し、各分科会の責任者が一同に会する再発防止策実行プロジェクト定例会を原則として月次で開催することで、全体の進捗状況を管理しながら、抜本的な課題への取り組みを推進してまいりました。

再発防止策の進捗については、2019年11月14日付「再発防止策の進捗状況について」においてお知らせしておりますとおり、同日時点で既に制度構築を完了し、その運用を開始している分科会もありましたが、この度、全ての分科会において、計画されていた制度構築が完了いたしましたので、分科会ごとのこれまでの活動内容及び総括について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記内容をまとめた添付資料「再発防止策における各種制度の構築完了について（別紙）」もあわせてご参照ください。

### 記

#### 1. 改善テーマ別分科会の活動について

##### A. ガバナンス改革推進

ガバナンス改革推進分科会の検討・提言を踏まえ、当社は、新たな経営体制（中核事業会社からの非業務執行取締役の登用、公認会計士及び弁護士からの独立社外取締役の登用）のもと、2019年7月12日付で取締役会の諮問機関となる経営諮問委員会（構成：独立社外取締役2名及び業務執行取締役1名、委員長：独立社外取締役）を設置し、以後、ガバナンス改革推進分科会は、経営諮問委員会と共同して、ガバナンスに係る各種制度の検討を重ねてまいりました。

当社は、ガバナンス関連制度について、取締役会規則の関連規程として各種細則を整備し、2020年3月度の取締役会の承認を得たうえで、当該各種細則の運用を開始しております（「取締役選解任手続きに関する細則」、「取締役会実効性評価に関する細則」、「役員報酬規程類」等）。

また、2020年3月度の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を高め、より一層のコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。

加えて、サクセッション・プランにつきましては、当社グループにおける役員候補人材の育成強化に重点を置き、教育計画の策定及び効果測定を実施する仕組みを構築いたしました。

更に、取締役に対するトレーニングについて、当社取締役を対象に、「ガバナンス塾」を2回開催しました（第1回：取締役の役割や基礎的なスキルの習得、第2回：今般の不祥事を踏まえた当社のガバナンスのあり方に関するディスカッション）。ガバナンス塾を開催する際には、次年度の教育計画の参考とする等の目的で、受講者に対してアンケートを実施し、当該研修の効果を測定しております。また、当社グループの事業会社の役員や将来の役員候補者を対象として、会計リテラシー、コンプライアンス、不正行為及び反社会的勢力等への対応などに関する役員研修会も実施しております。

## B. 原価計上・売上計上プロセスの再構築

日成ビルド工業株式会社における、利益額や利益率を重視するあまり過度な受注を誘発していた従来の業績目標の見直しや、コンプライアンスの遵守状況を重点的な評価対象とするための人事評価の見直しに加え、工事に関する実行予算の管理方法について、発注可能金額にバッファーを設ける新たなルールである、『「予定予算・予算変更」取扱いのルール』の策定など、原価計上・売上計上プロセスの再構築分科会は、長期、中期又は短期的観点で取り組むべき各種課題のうち、短期的な成果が見込まれ、費用対効果も十分であると考えられる課題に優先して対応してまいりました。

2019年11月より、工事管理に係る業務の可視化の観点、原価付替えや先行売上計上等の不正行為の防止の観点及び財務報告に係る内部統制評価制度の再構築の観点に基づく統制上の課題の改善を進め、営業及び工事に係る業務フロー及び業務マニュアル等を整備し、2020年2月には、当該業務フロー及び業務マニュアル等につき、全店への周知徹底を図りつつ、運用を開始しております。

## C. 投資管理体制の構築

投資管理体制の構築分科会の検討・提言を踏まえ、当社は、国内外の投資案件を適切に管理するため、投資案件を7つのカテゴリ（店舗開発、駐車場開発（国内及び国外）、PPP事業、M&A、新規事業及び純投資）に分類し、カテゴリ毎に定量的・定性的な投資基準及び第一次、第二次から成る撤退基準を明確にした投資管理規程を制定するとともに、社外有識者を構成員の一部とする投資委員会を設置し、その運用を開始いたしました。

2019年12月に第1回投資委員会が開催されて以降、これまでに投資委員会は3回開催され、その順調な運営が定着しております。

なお、当社は2019年6月10日開催の取締役会においてホテル開発事業からの撤退方針を決定していたところ、2020年1月31日付の神奈川県横浜市の開発用不動産の売却については、投資委員会にて協議され、その答申を踏まえ、取締役会にて決議されております。

#### D. 内部監査機能の強化

内部監査機能の強化分科会の検討・提言を踏まえ、当社は、内部監査機能を強化するため、内部監査の担当者を4名増員し、5名体制といたしました。また、グループ全体の内部監査のあり方を見直し、「内部監査規程」、「組織・業務分掌規程」等を改訂して内部監査室及び内部統制部の役割を明文化するとともに、監査ツールを充実させて、Control Self-Assessment方式を活用した業務監査及び内部統制評価活動を実施してまいりました。

内部監査結果に関連して、経営陣への確実な報告及び事後的な改善措置等の実施の有無の確認手続きなど追って必要となる実施事項の整理を行いました。また、内部監査室と監査役又は会計監査人との情報交換の時期、方法、報告の在り方等について再定義いたしました。加えて、国内事業会社において、監査役による監査手続きの詳細を定めた「監査役監査基準」を制定いたしました。

#### E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育

コンプライアンス体制の再構築・体系的教育分科会の検討・提言を踏まえ、当社は、新たな経営体制（上記A. をご参照ください。）のもと、コンプライアンス基本方針を制定して経営トップ自らコンプライアンス宣言を社内外に表明したほか、各事業会社におけるコンプライアンス推進体制を明確にし、グループコンプライアンス会議の開催によりグループ全体のコンプライアンス状況のモニタリング体制を確立いたしました。また、反社会的勢力等への対応として、現行取引先に対する悉皆での属性調査を行って反社会的勢力等が存在しないことを確認するとともに、「反社会的勢力等との関係遮断に関する規程」を改定し、また、「反社チェック実務マニュアル」を制定するなど、反社会的勢力等との関係を確実に遮断する仕組みを構築いたしました。加えて、内部通報制度については、外注業者の利用も開始し、通報窓口として常勤監査役を追加したほか、海外子会社のための通報窓口を新たに設置するなど充実を図りました。以上により、コンプライアンス体制の再構築を完了し、その運用を開始いたしました。

2020年1月より、当社グループ全役職員を対象として、役職員を職種等により分類のうえ、それぞれに適したカリキュラムや研修方法等でコンプライアンス研修を実施いたしました。また、コンプライアンスに関する認知状況及びコンプライアンス体制の理解状況の確認、過去の行動の振り返り、潜在的な懸念事象の把握等のため、コンプライアンス・アンケートを実施いたしました。

今後、コンプライアンス・アンケートの結果を分析し、浸透が不十分な項目、拠点、職種等を見極めコンプライアンス活動計画に反映させるなど、継続的かつ実効性の高いコンプライアンス活動を実施してまいります。

## F. 海外子会社の管理体制の見直し

海外子会社の管理体制の見直し分科会の検討・提言を踏まえ、当社は、海外子会社の管理体制につきまして、NISSEI BUILD ASIA PTE. LTD.（以下、「NBA」といいます。）により海外子会社を管理する従来の方針を変更し、当社が直接、海外子会社（具体的には、P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTD（以下、「PPI」といいます。）及びSPACE VALUE(THAILAND)CO., LTD.（以下、「SVT」といいます。))を管理することとしました。なお、NBAは、同社専任の従業員として新たに1名を採用し、同従業員に他の業務に優先して第三者委員会等から指摘を受けた海外子会社における既存の懸念案件の対応をさせるなど、当該懸念案件に係る問題の解決に注力しております。

また、当社は、PPI及びSVTの事業方針、目標達成状況、組織・権限に関する現況、統制状況等を把握し、海外子会社に共通して適用ないし設置されるべき規程及び海外子会社において最低限必要とされる規程を整備し、PPI及びSVTに周知いたしました。更に、当社及び海外子会社の機能（役割・権限）を整理する過程において、海外子会社も含めた当社の関係会社における管理の枠組みについての見直しを行い、その枠組みに則り、海外子会社に対して、当社グループの経営方針に則した経営の基幹となる規程を適用するべく、当該規程の英訳を作成し、PPI及びSVTに周知いたしました。加えて、海外子会社に対する管理の高度化を図ることを目的として、中期経営計画における重点課題の進捗状況、短期的な課題の進捗状況等を海外子会社から当社に対する報告に係る報告事項に加えるなど、報告様式を定め、経営管理項目を充実させ、海外子会社が関連する情報を適時適切に当社に伝達する手順を定めております。

以上により、海外子会社の管理体制に関する制度構築を完了いたしました。

## 2. 今後の活動について

当社グループは、再発防止策に対する意識や取組みが、時間の経過とともに風化させることなく、当社グループの価値観として定着させ、全役職員へ浸透するよう、今後更なる取組みを検討してまいります。

また、各分科会の対象領域全てにおいて、2019年度に構築した各種制度の確実な運用及び初年度運用結果を踏まえた仕組みの改善を実施していく所存であり、具体的には、当該対象領域ごとに以下の取り組みを進めてまいります。

A. ガバナンス改革推進においては、経営諮問委員会が中心となり、下記の点に注力して活動を推進してまいります。

- ・ 取締役に対するトレーニングの継続及び2年目以降の対象者別トレーニングプログラムの充実
- ・ 監査等委員会設置会社移行後の機関設計に関し、各種制度運営と調整
- ・ 取締役会実効性評価の結果を踏まえた取締役会の機能及び各種制度の更なる改善によるガバナンスに係る実効性の向上

B. 原価計算・売上計上プロセスの再構築においては、下記の点に注力して活動を推進してまいります。

- ・ 所定のルールに従った、営業・工事に関する新たな業務フローの継続的な運用
- ・ 業務の適切性を考慮したルールの見直しの継続実施
- ・ 原価計算・売上計上プロセスの改善結果を踏まえ、業務への影響度が大きい現行の情報システムに関する対応方針を検討し、一層効果的な業務の遂行を可能にするための情報システムの大幅な改修又は変更を実施

C. 投資管理体制の構築においては、投資委員会が中心となり、下記の点に注力して活動を推進してまいります。

- ・ 当社グループの投資戦略に則した、適時の投資管理規程及び投資委員会運営規則の見直し
- ・ 投資案件の特性に応じたモニタリング方法の工夫・改善
- ・ 更なる適切な審議機能の発揮に向けた外部専門家の拡充・招聘

D. 内部監査機能の強化においては、下記の点に注力して活動を推進してまいります。

- ・ 内部監査部門による、経営層や会計監査人等との情報交換を通じた、関係者からの期待・要求事項の理解
- ・ 監査対象範囲（組織・領域）の全てを視野に入れた、大局的な視点での監査計画の立案
- ・ 監査活動に際し、必要に応じて外部資源を活用
- ・ 合理的な監査スケジュールの立案と確実な遂行管理
- ・ 監査結果について、関係者に対する確実な報告及び事後フォローアップ

E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育においては、下記の点に注力して活動を推進してまいります。

- ・ 順次テーマを拡充させながら、役職員のニーズに合ったコンプライアンス教育を継続的に実施
- ・ アンケート結果などを踏まえて、役職員の理解・認識の状況に応じたコンプライアンス活動を展開
- ・ 反社チェック活動など、新たなルール・手続の遵守徹底と形骸化防止
- ・ 内部監査室などの関連部門との連携によるモニタリング活動の強化

F. 海外子会社の管理体制の見直しにおいては、コーポレート本部経営管理部が中心となり、下記の点に注力して活動を推進してまいります。

- ・ 当社グループの経営管理方針に則した、適時のグループ会社管理の枠組みの見直し
- ・ グループ会社管理の枠組みの見直しに則した、適時の関係会社管理規程の改定
- ・ 定期的に経営状況や内部監査結果の把握等を行いつつ、必要な場合には、海外子会社の実態に則した規程の内容の調整や、更なるガバナンス強化に向けたグループ共通規程の見直し、海外子会社固有の規程の整備を実施

以上

別紙

## 再発防止策における各種制度の構築完了について

---

2020年6月12日

株式会社スペースバリューホールディングス

推進体制

再発防止策実行プロジェクトチームを設置し、定例会で全体の進捗状況を管理

再発防止策実行プロジェクトチーム

6つの改善テーマ別分科会

A. ガバナンス改革推進

B. 原価計算・売上計上  
プロセスの再構築

C. 投資管理体制の構築

定例会

横断的な  
プロジェクト統括

D. 内部監査機能の強化

E. コンプライアンス体制の  
再構築・体系的教育

F. 海外子会社の管理体制の見直し

全ての分科会において再発防止に向けた制度の検討及び構築を完了

## A. ガバナンス改革推進

- 取締役会の機能の大幅な強化を図るべく、社外取締役を中心とした諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬、取締役会の実効性評価等、ガバナンスの鍵となる制度を構築し運用することで取締役会の実効性を向上する
- 機関設計を抜本的に見直し、監査・監督機能の向上を図る

### 実施項目

1. 経営諮問委員会の設置
2. 取締役会の実効性評価
3. 取締役及び監査役の選任プロセスの明確化
4. サクセッションプランの構築
6. 取締役の評価、役員報酬の検討
7. 経営層に対する育成体系の構築・実施
8. 経営諮問委員会の運営  
(各制度の運営)
9. 機関設計の変更

### 活動と成果

- ▶ 取締役会の諮問機関である経営諮問委員会を設置し、取締役の選解任プロセス、取締役評価・報酬制度、取締役会の実効性評価及びサクセッションプラン等を構築し、運用を開始した。
- ▶ 当社役員を対象とした緊急ガバナンス研修、グループ会社役員及び将来の役員候補者を対象とした役員研修を実施した。
- ▶ 取締役会の構成員に議案及びその資料を取締役会の3日前までの提出するよう規定化し、運用を開始した。
- ▶ 役員候補者の育成強化に重点を置いたサクセッションプランを構築した。
- ▶ 監査・監督機能を強化し、より一層のガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社への移行を決定した。

全ての制度の検討及び構築が完了した

新たな制度の

運用を  
開始

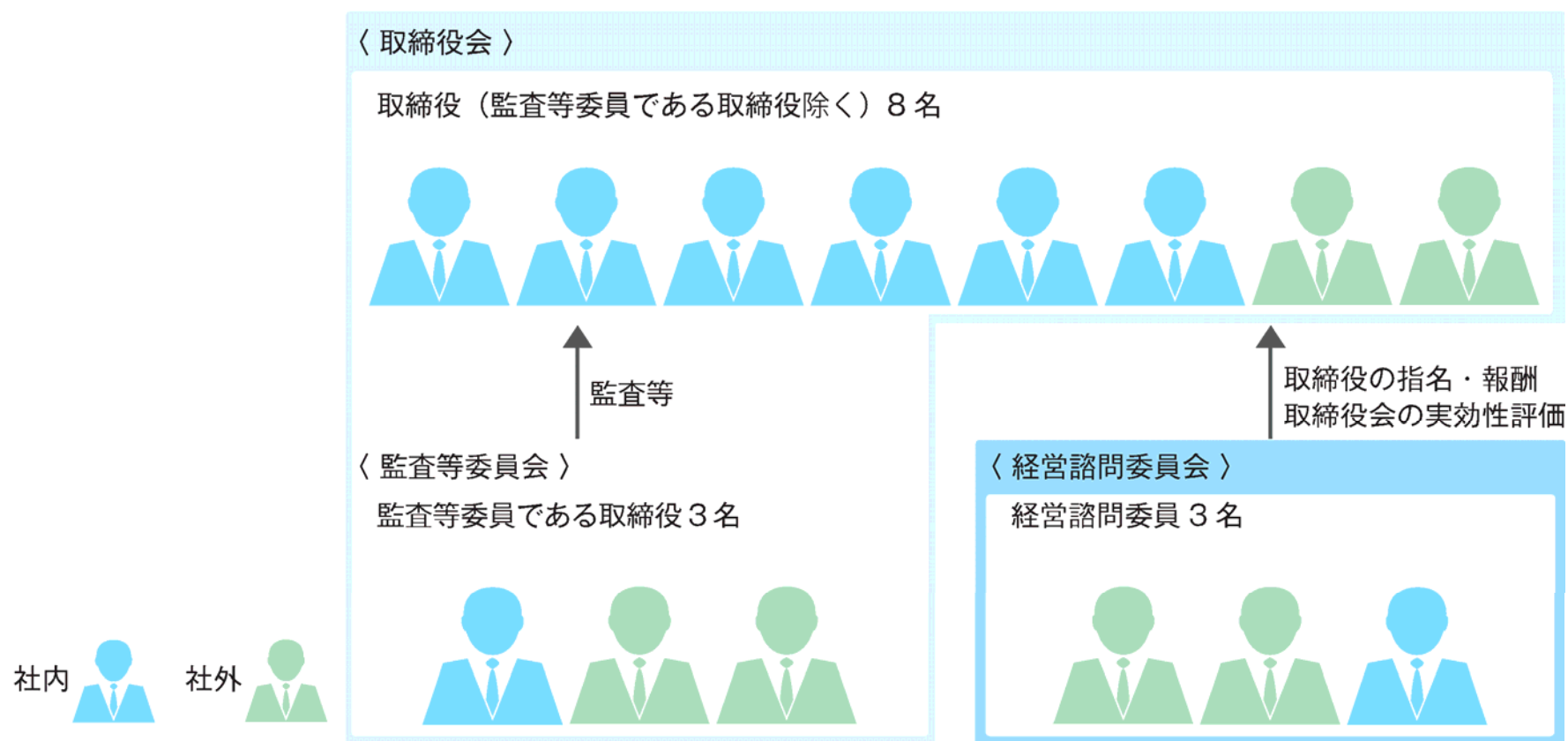


## A. ガバナンス改革推進

### Pick up! コーポレートガバナンス体制の充実

#### ■ 監査等委員会設置会社 + 経営諮問委員会

- ▶ 取締役の選解任、報酬及び取締役会の実効性評価等に関する事項について答申する取締役会の任意の諮問機関となる経営諮問委員会を設置した。
- ▶ 取締役会の監査・監督機能を高めるため、監査等委員会設置会社への移行を決定し、定時株主総会に付議する予定。



## B. 原価計算・売上計上プロセスの再構築

- 日成ビルド工業における原価付替え、先行売上計上等を防止するために、工事の実行予算を含む売上、売上原価計上プロセスを見直し、抜本的な改善を図る
- 発生事象を誘引した業績管理などの環境要因について改善する

### 実施項目

1. 原価計算プロセスの見直し
2. 実行予算管理規程の見直し
3. 業績管理方法の検討
4. 工事売上計上プロセスの見直し
5. 買掛査定の厳格化
6. 実行予算立案の標準化

### 活動と成果

- ▶ 日成ビルド工業において、過度な受注を誘発していた従来の業績目標の見直しやコンプライアンス遵守状況を重点においた人事評価の見直しを行った。
- ▶ 日成ビルド工業の「『予定予算・予算変更』取扱いのルール」を策定し、実行予算を超過する場合でも適切なルールのもとで取引が行えるように対応した。
- ▶ 日成ビルド工業において、不正防止及び財務報告に係る内部統制の観点から統制上の課題を識別したうえで当該課題に対応し、改善するための営業・工事に係る業務フロー及び業務マニュアルを整備し、運用を開始した。

全ての制度の検討及び構築が完了した

新たな制度の

運用を  
開始

## C. 投資管理体制の構築

- 投資に関する適切な意思決定プロセス及び投資後のモニタリングを確実に行うための体制を確立する
- 事業計画書の標準化及び投資・撤退基準の見直しを行い、モニタリングフローを整備する

### 実施項目

1. 投資案件のカテゴリ分類
2. カテゴリ別の事業計画書及び投資基準の策定
3. モニタリング体制（投資委員会）の策定
4. 起案～承認、モニタリングフローの策定
5. 投資委員会の運営

### 活動と成果

- ▶ 投資案件カテゴリの定義付け、評価検討書、投資基準（定量基準・定性基準）、2段階の撤退基準を制定し、投資の開始から終了まで適切な管理監督の下で実施されるよう態勢を整備した。
- ▶ 起案から承認、モニタリングに関するフローを整理し、規程に反映した。
- ▶ 外部専門家のアドバイスを取り入れ、投資案件に係る各種リスクを適切に分析し、当該リスク分析の結果を慎重に審議できる体制を構築すべく社外有識者を構成員の一部とする投資委員会を設置し、運用を開始した。

全ての制度の検討及び構築が完了した

新たな制度の

運用を  
開始

## D. 内部監査機能の強化

- 内部監査室の役割・機能を明確にし、再定義することで、グループ経営に合った組織デザインを設計し、人員等の資源を確保して体制を整え、監査のPDCAサイクルの基盤を固める

### 実施項目

1. 内部監査室の役割（業務範囲）の明確化
2. 内部監査体制の強化
3. グループ会社に対する監査体制の明確化
  - ・ 国内事業会社
  - ・ 海外事業会社
4. 実施方法、ツールの整備
5. 報告と連携（三様監査の連携強化）

### 活動と成果

- ▶ 内部監査人員を4名増員し、5名体制とした。
- ▶ 内部監査室と内部統制部の各役割を明確化し、規定化した。
- ▶ 全社・全部門に対する業務監査において、Control Self-Assessment方式による自己チェック体制を導入した。
- ▶ 内部監査結果について経営陣への確実な報告や改善措置実施確認、内部監査室、監査役、会計監査人との情報共有の在り方を定義した。
- ▶ 国内事業会社において、監査役による監査手続きの詳細を定めた「監査役監査基準」を制定した。
- ▶ 海外事業会社については、Web会議システムによるヒアリング及びメール送受信によって代替的に内部監査及び内部統制監査を実施した（新型コロナウイルス感染症拡大の影響）。

全ての制度の検討及び構築が完了した

新たな制度の

運用を  
開始

## E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育

- グループ全体におけるコンプライアンス体制及び活動を構築するため、当社を起点として、  
①グループ全体、②グループ各社及び③日成ビルド工業の3階層に分類し、それぞれの階層において  
コンプライアンス体制の再構築及び教育体系の構築を行う

### 実施項目

1. グループ全体に関する活動
  - a. コンプライアンス方針の確立・体制整備
  - b. 反社会的勢力との断絶
  - c. コンプライアンスの体系的教育
2. グループ各社に関する活動
  - a. グループコンプライアンス推進体制の強化
  - b. 内部通報制度の周知徹底
    - ・ホットラインの拡充
    - ・コンプライアンスアンケートの実施
3. 日成ビルド工業に関する活動
  - a. 人事関連の各制度との整合化
  - b. 懲罰関連規程の見直し

### 活動と成果

- ▶ コンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス宣言とともに、経営トップより社内外に表明した。
- ▶ 反社会的勢力等との関係遮断に関する規程の改定や反社チェック実務マニュアルを制定したほか、現行の取引先約3万社に対し悉皆での属性調査を実施し、反社会的勢力が存在しないことを確認した。
- ▶ グループ各社におけるコンプライアンス推進体制を明確にし、グループコンプライアンス会議を開催することで、モニタリング体制を強化した。
- ▶ 内部通報制度において、外注業者の利用を開始し、通報窓口として常勤監査役を追加したことに加え、海外子会社のための通報窓口を設置した。
- ▶ 当社法務・コンプライアンス部に専任部長を採用・配置したほか、日成ビルド工業にコンプライアンス部を設置した。
- ▶ グループ全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施した。
- ▶ コンプライアンスの認知・理解状況の把握のため、アンケートを実施した。

全ての制度の検討及び構築が完了した

新たな制度の

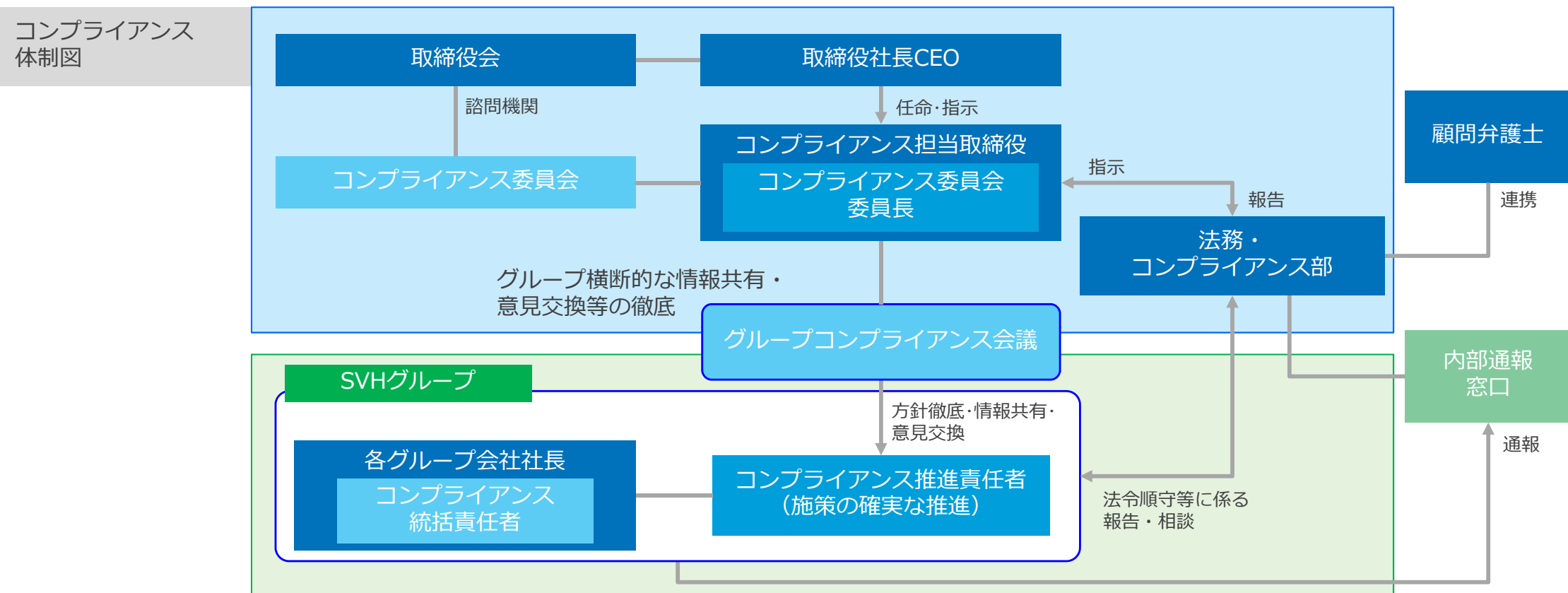
運用を  
開始

E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育

Pick up! グループコンプライアンス会議の開催

■ 当社グループのコンプライアンス体制

- ▶ 健全で透明な企業経営を実現するため、企業として社会的責任を果たしていくことを決意し、社内外に対するコンプライアンス宣言とともに、コンプライアンス基本方針を制定した。
- ▶ グループ全体においてコンプライアンスへの取組みを確実に推進していくため、これまでの体制を見直し、新たなコンプライアンス体制を構築した。



## F. 海外子会社の管理体制の見直し

- 当社における海外子会社管理体制を見直し、責任の所在を明確にする
- 関係会社管理規程を踏まえ、事前協議事項、報告事項を明確にし、適時適切な情報収集を実現する
- グループ共通規程の周知、海外子会社の個社別規程を整備することで、グループの方針や管理基準の徹底を図る

### 実施項目

1. 内部統制及びガバナンスにおける枠組みの決定
2. グループの統制状況の把握
3. 統制状況の分析及び対応の方向性について検討
4. モニタリング体制の構築

### 活動と成果

- ▶ 当社経営管理部が国内子会社と同様に海外子会社の管理を行うこととした。
- ▶ 全社統制基準としての内部統制報告制度を海外子会社にも適用、統制項目にはリスク・コンプライアンス項目も含ませることを検討した。
- ▶ 海外子会社に共通する規程及び基本規程を整備した。
- ▶ 海外子会社も含めた当社の関係会社における管理の枠組みについて見直した。
- ▶ 当社グループの経営方針に則した経営の基幹となる規程を英訳、周知した。
- ▶ 経営管理項目を充実（中期経営計画における重点課題の進捗等）させ、報告様式を作成し、情報共有の手順を定めた。

全ての制度の検討及び構築が完了した

新たな制度の

運用を開始

当社グループは、再発防止策に対する意識や取組みが、時間の経過とともに風化させることなく、当社グループの価値観として定着させ、全役職員へ浸透させるべく、今後更なる取組みを検討していく。  
全ての分科会において構築した制度の確実な運用及び初年度の運用結果を踏まえ、仕組みの改善を進め、また、各分科会ごとに下記のとおり取組みを進めていく。

## A. ガバナンス改革推進

- ・取締役に対するトレーニングの継続と2年目以降の対象者別トレーニングプログラムの充実
- ・監査等委員会設置会社移行後の機関設計における各種制度運営と調整
- ・取締役会の実効性評価の結果を踏まえ、更なる改善によるガバナンスに係る実効性の向上

## B. 原価計算・売上計上プロセスの再構築

- ・営業・工事に関する新たな業務フローの継続的な運用
- ・業務の適正性を考慮したルール見直しの継続
- ・原価計算・売上計上プロセスの改善結果を踏まえ、現行の情報システムに関する対応方針を検討し、情報システムの改修または変更を実施

## C. 投資管理体制の構築

- ・当社グループの投資戦略に則した投資管理規程及び投資委員会運営規則の適時見直し
- ・投資案件の特性に応じたモニタリング方法の工夫及び改善
- ・更なる適切な審議機能の発揮に向けた外部専門家の拡充または招聘

## D. 内部監査機能の強化

- ・会計監査人等との情報交換を通じた関係者からの期待・要求事項の理解
- ・監査対象範囲（組織・領域）の全てを視野に入れた、大局的な視点での監査計画の立案
- ・監査活動に際し必要に応じた外部資源の活用
- ・合理的な監査スケジュール立案と遂行管理
- ・監査結果の確実な報告と事後フォローアップの徹底

## E. コンプライアンス体制の再構築・体系的教育

- ・テーマの拡充、役職員のニーズに合ったコンプライアンス教育の継続
- ・アンケート結果を踏まえ、理解度・認識度に応じたコンプライアンス活動の展開
- ・反社チェック活動など新たなルール・手続きの遵守徹底及び形骸化防止
- ・関連部門との連携によるモニタリング活動の強化

## F. 海外子会社の管理体制の見直し

- ・適時のグループ会社管理の枠組みの見直し
- ・上記に則した適時の関係会社管理規程の改定
- ・定期的な経営状況や内部監査結果の把握等を踏まえ、海外子会社の実態に即した規程の内容の調整や、更なるガバナンス強化に向けたグループ共通規程の見直し、海外子会社固有の規程の整備